

平成 25 年度岡山県海面利用協議会議事録

日 時 平成 26 年 3 月 13 日
場 所 ピュアリティまきび

平成 25 年度岡山県海面利用協議会議事録

1 開催日時 平成 26 年 3 月 13 日 13:30～

2 開催場所 岡山市 ピュアリティまきび

3 出席者

【委員】

井本 瀧雄委員	尾崎 満委員
奥野ミエ子委員	千田 博通委員
川淵 義徳委員	藤井 明委員
西田 久志委員	坂本 竜哉委員
山崎 徹成委員	津村 慎二委員
横前 博文委員	紀藤 勇治委員

(欠席)

濱野 力委員

(岡山県水産課【事務局】)

田丸 和彦課長	濱崎 正明主幹
石飛 博敏総括主幹	日比野康郎技師
鳥井 正也総括主幹	

4 議事内容

- (1) 平成 24、25 年度協議会の概要について（報告事項）
 - ① 岡山県海面利用協議会について
 - ② 香川・岡山広域海面利用協議会について
- (2) 遊漁の現状及び問題点について
 - ① 火光を利用する釣（夜たき釣）について
 - ② 小型船舶在籍数について
 - ③ 遊漁船業について
- (3) 遊漁者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について
 - ① 平成 25 年度普及・啓発、指導実績
 - ② 平成 26 年度普及・啓発、指導計画
- (4) 笠岡地区海洋牧場の現状について
- (5) 岡山県におけるアマモ場造成の取組について
- (6) 香川・岡山広域海面利用協議会委員について

平成 25 年度岡山県海面利用協議会議事内容

【事務局】

ただいまより、平成 25 年度岡山県海面利用協議会を開催いたします。
はじめに岡山県農林水産部水産課田丸課長よりご挨拶を申し上げます。

【水産課長】

水産課の田丸でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
本協議会は平成 7 年から始まっております。昨年度までは笠岡の海洋牧場の使い方についてご意見をいただいております。平成 24 年 8 月に委員会指示を出しております。その状況でございますが、始めの 2 年間は現地で監視を行い、指導をしてきました。魚は年に 2 回ほどの調査ですが、特にキジハタの大きいのがいると聞いております。その他にもマダイやクロダイが群れて泳いでいる、海の中は非常に豊かになっていると感じております。皆様方のいろいろなご意見を元にこのような取組を行ってきたわけですが、うまくいっていると感じているところであります。

一方、漁業の面からはノリの不作という声が聞こえておまして、ノリに色がつかないという現象が起こっております。特に冬場に栄養塩が少ないというのが問題になっておまして、今年はさらに少ない栄養塩に加えて植物プランクトンが非常に多く発生し、ノリより先に栄養塩を取り込んでしまったということで、非常に厳しい状況でした。

栄養塩不足は今年のみならず近年続いている問題でありまして、河川の流入量の変化等様々な要因が考えられますが、これは漁業にとっても遊漁にとっても非常に厳しい状況ではないかと思っております。

我々としては解決策として物質循環をさせようということで、アマモ場を造成したり、カキ殻を用いた底質改善等の取組をしたりしているところであります。今後とも様々な取組を行っていきたいと考えております。今回は通常の議題に加えまして、岡山県で取り組んでいるアマモ場造成の取組についてご紹介させていただきますので、皆様のご意見をいただければと思っております。

短い時間ではございますが、有意義なご意見をいただけますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。本日ご出席いただきました委員の方々のご紹介をさせていただきますと思います。

(出席者の紹介)

【事務局】

(資料の確認)

【井本会長】

今日は天気の良い中、お集まりいただきありがとうございます。議事が多いようですので早速始めたいと思います。

それでは議案1の平成24、25年度協議会の概要について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議案1「平成24、25年度協議会の概要について」資料P1～2に基づき説明)

【井本会長】

ただいま、事務局から説明のありました、平成24、25年度協議会の概要についてご質問はありませんか。

(質問なし)

では、続きまして議案2の遊漁の現状及び問題点につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議案2「遊漁の現状及び問題点について」資料P3～4に基づき説明)

【井本会長】

ただいま事務局から説明のありました、遊漁の現状と問題についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【千田委員】

毎年、夜たき釣等の違反の問題が出ていますけども、なぜ減少しないのでしょうか。

【事務局】

夜たき釣でいうと、ここ数年メバルがあまり釣れなくなっている。やはり釣れるからやってしまうのでしょうか。ただ捕まるリスクがありながら何故するのかは我々も疑問に思うところであります。

【千田委員】

ただリスクといっても昨年度検挙されたのは2件ですよ、2件ではリスクがほとんどないのではないですか。というのも法律を厳しくすればいいと思うのです。

【事務局】

岡山県海面漁業調整規則で罰金が10万円までという上限が定められておりまして、これは国が認可をしています。県の罰金は10万を上回ってはいけないという決まりがありまして、調整規則ではそのレベルまでしか罰金がとれないということで悩ましいところです。

【千田委員】

そういうことなら、罰金の上限額を上げるように国に要求していかないといけない。

【事務局】

今までも各県が罰金の上限額を上げるように国へ話をしたことはあります。

【千田委員】

要求はしていけばいいと思います。私は何度も言いますが、海は多面的なもので道路であつたり、公園であつたり、畑であつたりするんで、みんなが楽しむためお互いにルールを守らないといけない。法律はマッチするように変えればいい。

法をもって取り締まろうとすれば法を逃れることに終始するのだから、夜たき釣の関係も手口が巧妙化したりしている。

これを放っておくわけには絶対いけないのだから、罰金を高くする等法律を厳しくして対応していかないといけない。近県に働きかけながら、国へ要求していけばよいと思う。

【井本会長】

漁業者の立場からいうと、夜の両アンカーは夜たき釣をしている場合が多いために禁止したほうがいいと思います。今の夜たき釣はいけすの中から照らしたり、海の中に筒を入れてその中から照らしたり、遠くからみたら気づかない。だから夜の両アンカー自体を禁止してしまったほうがいい。アンカーを底びき網漁船が引っかけると事故につながるので大変危険である。

【千田委員】

夜の両アンカーは夜たき釣が多いとのことですが、何か対策というか、他に手段がないのですかね。

毎年夜たき釣について協議会で取り上げられているけども、なにか一つずつ進んでいかないといけない。

【井本会長】

両アンカーやられていたら、刺網を上げにいつてもできないこともある。
水産課にしても保安部にしても一隻捕まえたら他の船がみんな逃げってしまう。大きい船なので仕方がないが。

【千田委員】

いずれにしろ、何か対処していかないといけない。

【井本会長】

漁業者には罰金や停泊命令など罰則が厳しいのに対して、遊漁者にはそれほど厳しくないのはおかしい。

【尾崎委員】

漁業者と遊漁者は同じ罰則にすべきだと思いますけどね。

【事務局】

以前、瀬戸内海の県が集まる会議において罰則強化について取り上げたことがあります
が、様々な理由がありうまくいかなかった。ただこのままの状況を放置しておく訳にはい
かないので、今後も引き続きそういった活動もしていければと思います。

【井本会長】

続きまして、議案3の遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画につ
いて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議案3「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」資料
P5に基づき説明)

【西田委員】

まきえ釣を行っていた遊漁船業者へ指導を行ったとは、実際どのようなことをされたの
ですか。

【事務局】

これまでも本協議会でも話がでていた遊漁船業者について、今後はまきえ釣をするなど
いう話をしました。私たちの前では、もうまきえ釣はしないという約束をしていただきま

した。

昨年の9月にそういった指導をしまして、それ以後私どものほうにその業者に関係した違反通報はありません。とりあえずは収まっているという現状です。

【西田委員】

地元でも違反が無くなったと噂になっている。指導の効果があるなど感じています。

まきえ釣は根こそぎ釣ってしまいますからね、すごく多く釣って帰ってきているのを見たことがあります。

これからも指導をよろしくお願いします。

【千田委員】

また季節になったらするかもしれない。

【西田委員】

私たちもよく見て、まきえ釣をしているようなら情報提供します。

【井本会長】

他にありませんか。

では続きまして議案4の笠岡地区海洋牧場の現状について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議案4「笠岡地区海洋牧場の現状について」資料P6に基づき説明)

【井本会長】

ただいま事務局から説明のありました「笠岡地区海洋牧場の現状について」についてご質問はありませんか。

(質問なし)

【井本会長】

それでは続きまして、議案5の岡山県におけるアマモ場造成の取組について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議案5「岡山県におけるアマモ場造成の取組について」別添資料に基づき説明)

【井本会長】

ただいま事務局から説明のありました、岡山県におけるアマモ場造成の取組について、ご質問があればお願いします。

【千田委員】

2つほどお聞きしたいのですが、まず先般テレビで山も整備しないといけないと出ていましたが、魚つき保安林を整備するにあたって法的規制はなかったのでしょうか。

次に、アマモ場造成の取組は4団体が協力して行っているとのことですが、他にも加わりたいという話があれば可能でしょうか。

【事務局】

漁業者がしている植樹等の活動は森林組合のお世話になっておりまして、場所を決めてもらっています。

アマモ場造成の取組に4者以外に参加可能かということについては、活動に加わりたいというお話がありましたら是非声をかけていただきたいと思います。

【尾崎委員】

アマモが増えるのはよいことだが、船の航行に支障がでることもある。

【川淵委員】

私たちの地域でもスクリーンに絡まるので問題になっている。茎が硬くてなかなか取れない。プロペラが取れて手を怪我したということも聞いたことがある。

枯れたアマモを掃除するようなことも、地元で協力してやっている。

【千田委員】

それは海面アダプト事業の対象になるのか。

【事務局】

アマモ自体が周年採捕禁止となっているので、アマモだけを刈り取るようなことはできません。

ただ、港の管理上、底を掘るときにアマモが取れてしまうという場合は不可抗力によるもので問題ないと整理しています。

【川淵委員】

カキ筏の下は草原のようになっている、昔に比べて海の透明度はかなり上がったと実感

している。ただ栄養面はどんなもんかなと思うが。

【井本会長】

他によろしいですか。

続きまして、議題6の香川・岡山広域海面利用協議会委員について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

議題6「香川・岡山広域海面利用協議会の委員について」について資料P7に基づき説明した。

【井本会長】

委員の方々はまたよろしくをお願いします。

【井本会長】

その他何かありませんか。

【尾崎委員】

遊漁の総量規制については以前から難しいといわれてきていますが困難なのでしょうか。確かに取締りは困難かもしれませんが、どの魚種をどの程度釣っていいと決まっていれば、釣り過ぎの問題もなくなると思うのですが。

【千田委員】

総量規制をすると裏を返せば遊漁の権利を認めることになる。海は道路であり公園であり畑であるのだからお互いに譲りあって利用していくべきなのに、遊漁者が権利を主張することになりかねない。

【尾崎委員】

北海道には特定の魚種について何匹までと決められている事例もある。

【事務局】

北海道の場合はライセンス制といった尾数制限がありますけど、それは昔から普通のルールとしてあったものなので違和感なく制度化されています。

ただそれを瀬戸内海にもってくるのが難しいという現実があります。

【津村委員】

いま鹿久居島の方で海洋牧場を整備されていると思いますが、それについても何かルール作りはありますか。

【事務局】

これについては先日、委員会指示をしておきまして、特定のアマモ場での底びき網漁業を禁止するといったものと、千軒湾では一切の水産動植物の採捕を禁止するといったものです。

最終的には遊漁者を含めたルール化をしたいのですが、日生については遊漁者がそう多くないということもあって、漁業面の規制はしたのですが、まだそこまで至っていないという状況です。

ただ地元にはそういった協議会を作っておきまして、今後遊漁者とどうやって協調してやっていこうかと模索をしている段階であります。

【井本会長】

お忙しい中、長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございました。これをもって本協議会を閉会します。ありがとうございました。

(終了 15:30)